

第37号議案

中間市一般職職員の再任用に関する条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定
により、議会の議決を求める。

平成27年9月1日提出

中間市長 松下 俊男

中間市一般職職員の再任用に関する条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(中間市一般職職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 中間市一般職職員の再任用に関する条例(平成13年中間市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年中間市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約(昭和27年規約第1号)」を「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合補償条例(昭和41年福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合条例第3号)」に改める。

第22条中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」

とする。

第3条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第2条の規定による改正後の中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

(第1条関係)

中間市一般職職員の再任用に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>

(第2条関係)

中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合補償条例（昭和41年福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合条例第3号）</u>の適用を受ける者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(期間の計算)</p> <p>第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法（<u>明治29年法律第89号</u>）の期間の計算に関する規定を準用する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約（昭和27年規約第1号）</u>の適用を受ける者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(期間の計算)</p> <p>第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。</p>

附 則

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
年金	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年	0.89

附 則

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
年金	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年	0.89

	金」という。)	
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.7 3
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.8 6
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.8 8
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.7 4
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.7 4
	旧国民年金法の障害年金	0.8 9
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.7 3
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.8 3
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.8 8
遺族補	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8 0
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる	0.8

	金」という。)	
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.7 3
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.8 6
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について <u>国</u> 家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.8 8
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.7 4
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.7 4
	旧国民年金法の障害年金	0.8 9
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.7 3
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.8 3
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について <u>障</u> 害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除	0.8 8

償 年 金	保険給付に該当する遺族年金	0
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.9 0
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.8 0
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.8 4
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.8 8

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の

	く。)	
遺 族 補 償 年 金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8 0
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8 0
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.9 0
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.8 0
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.8 4
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について <u>国</u> 家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の <u>規</u> 定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.8 8

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の

額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

(略)

障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.8 8
---	----------

額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

(略)

障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.8 8
---	----------